記者発表資料

平成２６年　６月１９日
国土交通省
南三陸国道事務所
大槌町

釜石山田道路　大槌第二トンネル（仮称）の掘削工事を再開します

～掘削した岩砕は適切に処理します～

○南三陸国道事務所では、大槌第二トンネル（仮称）から自然由来の「ヒ素」の存在（土壌汚染対策法での基準値を超過）を確認し現在、掘削工事を中止しています。
５月２１日に学識者・専門家等で構成する「大槌第二トンネル掘削土の処理に関する検討委員会（委員長:岩手大学大学院工学研究科 中澤廣教授）」を設置し、処理対策等の検討を行ってまいりました。

○この度、検討委員会より、処理対策（確認方法と盛土利用区分）について承認を得たことから、大槌第二トンネルの掘削工事を６月２０日に再開し、安全性が確認された岩砕（利用区分Ⅰ）を大槌町へ提供することとしましたので、お知らせします。

○なお、大槌第二トンネルで検出されたヒ素は、自然由来であり、土壌ではなく岩石中に存在することから土壌汚染対策法の基準値は適用されませんが、掘削した岩砕については、人の健康被害の防止に万全を期するため土壌汚染対策法を準用し適切に処理してまいります。

（委員会で承認された確認方法と盛土利用区分）

確認方法 / 盛土利用区分	ヒ素の溶出量試験（基準値：0.01mg/L以下：土壌汚染対策法の基準値を準用した値）	
	①土壌を想定した試験　※１	②岩砕の盛土を想定した試験　※２
盛土区分Ⅰ	0.01mg/L以下	－
盛土区分Ⅱ	0.01mg/L超過	0.01mg/L以下
盛土区分Ⅲ	0.01mg/L超過	0.01mg/L超過

※１：環境省告示第18号試験に準拠し、岩砕を2mm以下に粉砕した試料で試験
※２：岩砕を40mm以下に調製した試料で、JIS K0058-1(2005)利用有姿による試験
（検討委員会において承認された試験方法）

盛土区分Ⅰ：一般土として盛土に利用（大槌町へ提供）
盛土区分Ⅱ：地下水利用等の無い事業箇所の盛土（水質モニタリングを実施）
盛土区分Ⅲ：事業箇所に遮水シート等により岩砕を封じ込める方法で盛土
（水質モニタリングを実施）
【盛土区分Ⅱ、盛土区分Ⅲの盛土イメージ：別紙－１を参照】

【発表記者会】
岩手県政記者クラブ、釜石記者クラブ、宮古記者クラブ、大船渡記者クラブ、東北専門記者会

問い合わせ先
国土交通省 南三陸国道事務所
〒026-0301 釜石市鵜住居町第7地割13-7　（代表）電話：０１９３-２８-４７３１
副　所　長　　山口（やまぐち）　満（みつる）（内線２０４）
大槌町【岩砕受入れ】
〒028-1192 上閉伊郡大槌町上町１－３（代表）電話：０１９３-４２-８７１４
復興局　復興推進課　課長　　中野（なかの）　智洋（ともひろ）
南三陸国道事務所のホームページhttp://www.thr.mlit.go.jp/minamisanriku/index.html

別紙－１

盛土区分Ⅱの盛土イメージ

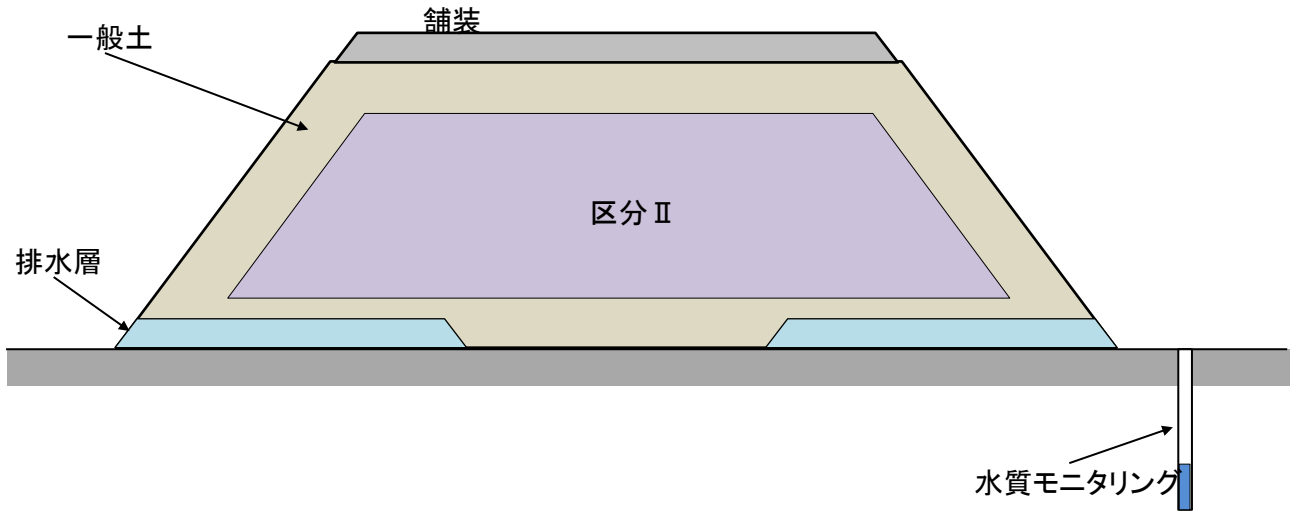

盛土区分Ⅲの盛土イメージ

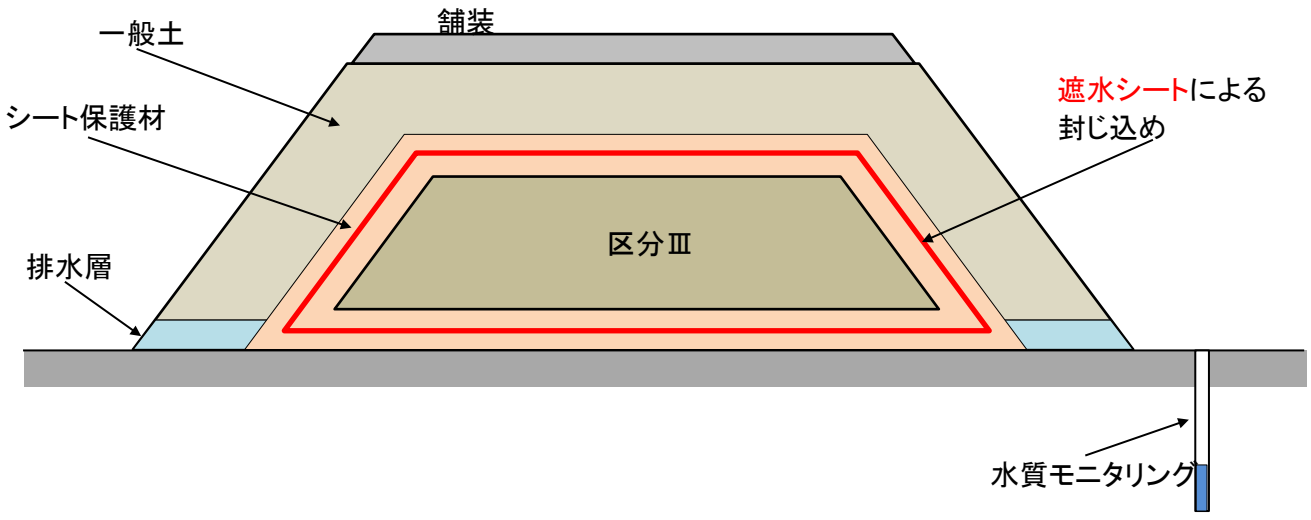

※建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル[改訂版]（平成24年4月、独立行政法人 土木研究所 編）より